

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第53回 「製品保証引当金」  
 (※ 製品保証引当金に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP 1】  
製品保証引当金の見積り

過去に販売した製品・商品に故障等が生じた場合に、販売後の一定期間、製品・商品の修理や交換に無償で応じる無償保証契約を締結するケースがある。このような契約に基づいて負担する費用は、その発生が当期以前の事象に起因するため、過去の実績等から費用の発生見込額を合理的に見積もることができる場合には、製品・商品の販売時に「製品保証引当金」を計上する必要がある(企業会計原則注解18)。

そのため、無償保証契約に基づき無償で修理や交換に応じた過去の実績に基づき、将来発生するであろう費用を見積る必要がある。例えば、過去3期分の(無償の修理や交換にかかった費用)÷(無償保証契約に係る売上)の平均を算定し、当期の無償保証契約に係る売上に乗じる等が考えられる。

【STEP 2】  
の製品保証引当金の計上時の会計処理

【STEP 1】で集計した過去の実績等に基づき、製品保証引当金を計上する。

【会計処理(税効果は除く)】

(借方) 製品保証引当金繰入額 ××× (貸方) 製品保証引当金 ×××

(※) 製品保証引当金繰入額は、「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に計上する。

【STEP 3】  
無償修理等に応じた場合の会計処理

無償修理等に応じた際には、以下のとおり、製品保証引当金の取り崩しが必要である。

また、製品保証引当金の金額と実際に要した費用を比較し、次の決算時の見積りにあたって、より合理的に見積りが行えるように分析を行うことが望まれる。

(1) 「実際に要した費用=製品保証引当金の計上額」の場合

【会計処理】

(借方) 製品保証引当金 ××× (貸方) 現金及び預金 (※1) ×××

(※1) ここでは、修理等において外部の業者等に支払いが行われたと仮定し、現金及び預金勘定を使用している。

(2) 「実際に要した費用>製品保証引当金の計上額」の場合

【会計処理】

(借方) 製品保証引当金 ××× (貸方) 現金及び預金 (※1) ×××

経費 (※2) ××× (※3)

(※2) 実態に応じて勘定科目を決定する。

(※3) 実際に要した費用と製品保証引当金計上額との差額。製品保証引当金繰入額と同じ区分(売上原価又は販売費及び一般管理費)に計上する。

(3) 「実際に要した費用<製品保証引当金の計上額」の場合

【会計処理】

(借方) 製品保証引当金 ××× (貸方) 現金及び預金 (※1) ×××

製品保証引当金戻入益 ××× (※4)

(※4) 実際に要した費用と製品保証引当金計上額との差額。製品保証引当金戻入益は、製品保証引当金繰入額と相殺して表示する。